

低入札調査基準価格等の算出方法の見直しについて

公契約基本条例の施行に伴い、労働者の適正な労働環境や賃金を確保するため、不当なダンピング受注を排除する目的から中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（平成25年5月16日改正）を参考に、低入札調査基準価格、失格基準価格及び最低制限価格の算出方法を改正するものです。

建設工事（解体工事を除く）の低入札調査基準価格及び最低制限価格算出方法

	改正前		改正後
直接工事費の相当額に乘じる率 (土木)	10分の9.5	→	10分の9.5
直接工事費の相当額に乘じる率 (建築※)	10分の8.5		
共通仮設費の額に乘じる率 (土木・建築)	10分の9	→	10分の9
現場管理費の相当額に乘じる率 (土木・建築※)	10分の7	→	10分の8
一般管理費の額に乘じる率 (土木・建築)	10分の3	→	10分の5.5
直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費相当額に割合を乗じた額の合計した予定価格（税抜き）に乘じる率	算出した合計額が予定価格の10分の9を超える場合にあっては、予定価格に10分の9を乗じた額とする	→	現行に「算出した合計額が予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7を乗じた額とする」を追加する

解体工事の低入札調査基準価格及び最低制限価格算出方法

	改正前		改正後
直接工事費の相当額に乘じる率 (解体※)	10分の7	→	10分の8
共通仮設費の額に乘じる率（解体）	10分の7	→	10分の7
現場管理費の相当額に乘じる率 (解体※)	10分の0	→	10分の7
一般管理費の額に乘じる率（解体）	10分の0	→	10分の3
直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費相当額に割合を乗じた額の合計した予定価格（税抜き）に乘じる率	算出した合計額が予定価格の10分の9を超える場合にあっては、予定価格に10分の9を乗じた額とする	→	現行に「算出した合計額が予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7を乗じた額とする」を追加する

※ 建築工事、建築設備工事及び解体工事等の直接工事費には現場管理費相当額が含まれることから、直接工事費から現場管理相当額を減じる。また、現場管理費には、現場管理費相当額を加える。なお、直接工事費と現場管理費相当額とに区分することが困難な場合は、直接工事費に10分の1を乗じた額を現場管理費相当額とする。

さらに、昇降機設備工事等の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事についても直接工事費の額は、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とする。また、現場管理費には現場管理費相当額を加えた額とする。ただし、直接工事費と現場管理費相当額とに区分することが困難な場合は、直接工事費に10分の2を乗じた額を現場管理費相当額とする。

建設工事（解体工事を除く）の失格基準価格算出方法

	改正前		改正後
直接工事費の相当額に乘じる率（土木）	10分の9	→	10分の9
直接工事費の相当額に乘じる率（建築※）	10分の8		
共通仮設費の額に乘じる率	10分の9	→	10分の9
現場管理費の相当額に乘じる率※	10分の7	→	10分の8
一般管理費の額に乘じる率	10分の0	→	10分の0

解体工事の失格基準価格算出方法

	改正前		改正後
直接工事費の相当額に乘じる率※	10分の7	→	合計額の10分の7
共通仮設費の額に乘じる率	10分の0		
現場管理費の相当額に乘じる率※	10分の0		
一般管理費の額に乘じる率	10分の0		

※ 建築工事、建築設備工事及び解体工事等の直接工事費には現場管理費相当額が含まれることから、直接工事費から現場管理相当額を減じる。また、現場管理費には、現場管理費相当額を加える。なお、直接工事費と現場管理費相当額とに区分することが困難な場合は、直接工事費に10分の1を乗じた額を現場管理費相当額とする。

さらに、昇降機設備工事等の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事についても直接工事費の額は、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とする。また、現場管理費には現場管理費相当額を加えた額とする。ただし、直接工事費と現場管理費相当額とに区分することが困難な場合は、直接工事費に10分の2を乗じた額を現場管理費相当額とする。